

施策の推進方針を策定するに当たり、参考とすべき意見（事項別整理）等

提出された意見のうち、主に要望や所感について、次のとおり区分のうえ、記載しております。

- ・ 施策の推進方針の策定等に当たり、参考とすべき意見（第7条第2項に示す事項別に整理）
- ・ 施策の推進に当たり、参考とすべき関係者等の所感（内容別に整理）

第1 施策の推進方針の策定等に当たり、参考とすべき意見

1 手話に対する理解の促進・手話の普及（第7条第2項第1号）

（1）条例の周知

- ・ 手話で条例全文を表現して欲しい（市会ホームページに動画を入れる等）。
- ・ 条例のDVD化、市民しんぶんへの簡単な手話の掲載をしたらどうか。
- ・ 振り仮名を付ける、項目を箇条書にするなど、理解しやすいよう改善してほしい。
- ・ 子どもにもわかるような易しいものがよい。
- ・ 周知用リーフレットはコンパクトにまとめた方がよい。
- ・ 本則を漫画にしてほしい。
- ・ 市民に関心が向くようにポスターなどを掲示したらどうか。
- ・ 施行に当たって市民しんぶん・市会だよりで掲載してほしい（絵や漫画）。

（2）手話に対する理解の促進

- ・ 手話の習得だけではなく、聴覚障害者の障害特性を広く市民に知ってもらうことが大切である。
- ・ 医療機関（耳鼻科等）での手話への理解を広めることが必要である。
- ・ 差別の歴史があったことを知ってもらうことは大切だと思う。
- ・ 難聴やろう者の方は外見ではわからないので、困ったときにカードのようなものを健聴者に提示いただければ役に立てる場面もあると思う。
- ・ 条例制定後、学校・教育現場、事業所、地域社会が、ろう者の方々と、どのように関わればよいのかを、ホームページやリーフレット等で公開してほしい。
- ・ 手話を学ぶ意味も理解すべきだ。

（3）手話に対する理解の促進：学校の場合

- ・ 難聴学級がある二条城北小学校、九条弘道小学校、二条中学で手話の取組が活発化して欲しい。
- ・ 教員の教育に努めるべきである。
- ・ 教職員の手話技術向上などの必要な措置を講じるべきである。
- ・ 小中学校の手話講座を年1回から年2回以上にできないか。
- ・ 学校でも部活動として「手話」を導入するなど働きかけてほしい。
- ・ 一般の子どもたちと、ろう学校の子どもの交流も必要である。
- ・ 小中学校の副読本を作成したらどうか。
- ・ 小学生の親へのアピールも必要である。

- ・ 大学・専門学校でも、定期的到手話を使い、交流できる時間を設けてほしい。
- ・ 各学校に手話のできる先生を（養成して）置いてほしい。
- ・ 学校での取組を進めるためには、教員・親に対して理解を促すことが必要だ。

（４）手話の普及

- ・ 手話バッチ（手話ができることが分かるようなもの）があつたらよい。
- ・ 市民しんぶんイラストで手話に関する記事を載せてほしい

（５）その他

- ・ 手話の方言等（地域差、年齢差がある。）への対応を考えるべきである。

2 手話による情報取得機会の拡大（第7条第2項第2号）

- ・ 街中の駅名看板などの表示に、手話イラストを付けてほしい。
- ・ 道や駅などで手話の動画やイラストなどを用意してもらいたい。
- ・ 災害、緊急時での映像を利用した情報発信が課題である。
- ・ 地下鉄でのお知らせ放送では、電光掲示板での文字情報、手話の動画、イラストがあるとよい。
- ・ 緊急時の広報や社内放送は、音声のみでは駄目である。
- ・ 市のビデオ映像資料に、手話を挿入すべきである。
- ・ 図書館の映像資料へアクセスしやすいよう配慮が必要である。
- ・ 視覚情報を得るための機材を購入するため、経費を補助してもらいたい。

3 手話の獲得・習得支援・選択しやすい環境整備（第7条第2項第3号）

（１）手話の獲得・習得支援

- ・ 聴覚障害が分かった乳幼児に対して、手話を含めた適切な情報提供を行うこと。
- ・ 乳児健診等で聴覚障害が早期に発見された場合、親へのサポートとして手話があることをきちんと伝えるべきである。
- ・ 手話の獲得・習得について、さまざまな機関と連携して積極的に情報提供すべきである。
- ・ うさぎ園で手話獲得機会を積極的に導入してほしい。
- ・ 小さいときは、ろうの子どもの集団が大切である。年に一度は、ろう学校、難聴学級等の聞こえない子供とその親が1箇所集まる場が必要である。
- ・ ろう者を親に持つ、聴こえる子どもが手話を学べる場を作ってほしい。
- ・ 聴覚障害者の保護者についても、手話習得の環境を整備すべきである。
- ・ 聴こえない子供を持つ、聴こえる親のフォロー体制が必要だ。
- ・ 中途失聴になった人が手話を学習できる機会について、支援、情報提供すべきである。
- ・ A S L（アメリカ手話）のサークル京都A S L教室へ支援をしてほしい。
- ・ どこで手話が学べるであるとか、みみずくなどのサークルがある旨の広告などを、区役所で掲示などしたらどうか。
- ・ 企業向け等にも手話講座を開催してほしい。
- ・ 「きこえの教室」に手話の時間も取り入れてほしい。

（２）手話を選択しやすい環境

ア 観光・来訪者

- ・ ツアー客に対して、ろう者がガイドできるようなシステムがあるとよい。

- ・ 手話での観光案内等の手話教育カリキュラムが必要である。合格者にバッジ等を付与する。
- ・ 合理的な配慮の体制を加えた観光案内とすべきである。
- ・ 国際手話通訳の養成も必要ではないか。
- ・ 湯布院（の宿泊施設）では、簡単な手話ができ、文字を書いた紙を用意していたので、参考にしてほしい（大分県で全国ろうあ者高齢者大会が開催された後の対応と思われる。）。
- ・ ホテルや観光案内所に、手話のできる人がいると安心である。
- ・ ツアー会社の申込みの時、手話のできる職員がほしい。
- ・ 観光客に対して、京都の手話を紹介できるような冊子の発刊などができたらよい（英語版）。

イ 生活の場

- ・ 病院で、医者、看護師に手話を覚えてほしい。
- ・ 警察、観光会社で、手話が通じたらよい。
- ・ 病院、スーパー、区役所、コンビニ等で、通訳者がいたらよい。
- ・ 役所、税、年金の窓口で、手話のできる職員がいてほしい。
- ・ 金融機関（銀行・郵便局）での、手話案内サービスがほしい。
- ・ 公共の場で、手話で対応できる人が増加することが必要である。
- ・ 介護施設に、聴覚障害者対応スタッフを配置すべきである。
- ・ デイサービス等で、手話のできる人がいるとよい。
- ・ 人と接する仕事に就いている人は、聴こえない人にも、聴こえる人と同じ対応ができるように対応力を身につけてほしい。
- ・ 公共施設に、最低限一人は手話のできる人を設置してほしい。
- ・ 高速道路出口で、テレビ電話で手話で話せるようにしてほしい。

ウ 市役所・区役所等

- ・ 市の実施するサービス全般に対し、特別の配慮が必要である。
- ・ 京都市職員に、手話通訳が増えるとよい。
- ・ 区役所職員に対し、手話での基本的な応対の研修をすべきである。
- ・ 職員の手話研修を義務化すべきである（市民の見本として、市役所・区役所等が率先して取り組むべきである。）。

4 手話による意思疎通支援の拡充（手話通訳者の確保・養成）（第7条第2項第4号）

（1）手話通訳の派遣

- ・ 生活、教育、医療、労働の場で、あたり前に手話通訳が派遣できる環境を整えてほしい。
- ・ 警察、弁護士は、手話通訳を依頼するようにルール化して欲しい。
- ・ 交通事故対応等で、警察官が手話に対応できるシステムを考えるべきだ。
- ・ 選挙時の受付に、手話通訳の配置等の配慮が必要である。
- ・ 介護保険利用の際の、手話通訳の保障も必要である。

（2）手話通訳対応システムの整備

- ・ 駅等でテレビ電話による手話通訳に対応してほしい。

（3）文字情報表示等の情報機器の活用

- ・ 音声の文字変換表示等に係る情報機器（スマホ等）の活用

- ・ 手話通訳者の負担を軽減するため、ITを活用した通訳システムを検討してほしい。

(4) 手話通訳者の確保

- ・ 手話者の労働環境は改善されるのか。
- ・ 手話通訳の人数を増やすことが必要であり、職業として成立しうる地位の確立が不可欠である。
- ・ 手話通訳の養成に力を入れてほしい。

5 その他（第7条第2項第5号）

(1) 進め方：体制等

- ・ 恒常的な委員会の設定が必要である。
- ・ 市民から評価・要望を受ける、定期的な評価委員会を設けてはどうか。
- ・ 普及浸透のための組織団体があつた方がよい。
- ・ 専門の課を置くなど、具体的に取組んでほしい。

(2) 進め方：その他

- ・ 事業者の役割について、具体的な努力目標を掲げてほしい。
- ・ 災害が起こったときのことも推進方針の中に入れるべきである。
- ・ 生活、命に直接かかわるところに、財源確保をすべきである。
- ・ 条例に基づく取組の充実を図るため、先進県（鳥取県など）との交流も必要ではないか。

第2 施策の推進に当たり、参考とすべき関係者等の所感（内容別に整理）

1 施策等に関する所感

(1) ろう者への理解等

- ・ 聴覚障害者が、社会に溶け込むことができるような取組が必要だ。
- ・ もっと多くの人に手話を知ってもらって、よりよい手話文化ができればいいと思う。
- ・ ろう者のアイデンティティが持てる社会にしていくことが大切である。
- ・ 偏見を取り除く努力が求められている。
- ・ サービス事業者で、「耳が聞こえない」という理由で利用等を断られないようにしてほしい。
- ・ 聴こえない人ならではの強み（視覚的情報に対する受信感度、発信スキルの高さ等）に市民が気付くことも大切である。

(2) 災害対応

- ・ 災害などの緊急情報を筆頭に、手話で対話をしながら、情報を得られることが非常に大切だ。
- ・ 災害が起きた時の対応で、健聴者とろう者が助け合っていかなければならない。

(3) 幼児期等と手話

- ・ 小さいときから手話を獲得させることが大切であり、ろう者の集団は不可欠である。
- ・ 集団の中で自然に手話を獲得し、聴覚も多いに活用しながら、日本語を習得する教育の場が必要である。

(4) 聴覚障害教育における教員

- ・ 全国で珍しい難聴学級がある京都市で、手話ができない教員が、聴こえない子供を教えるのは少しおかしい。

- ・ ろう教育に携わる教師の転任については、配慮が必要である。

(5) 進め方等

- ・ 条例制定では、もっと勉強会や関係団体との話し合いを重ね、もう少し時間を掛ける方がよかった。
- ・ 息の長い取組こそ、行政の力が発揮できるどころであり、期待している。

(6) その他

ア ろう者等への対応

- ・ 選挙の際、各党の考え方などについて、手話での講演が必要である。
- ・ 聴覚障害児がデイサービスなどを受けられる場がもっと増えてほしい。
- ・ ろう者が入所・通院できるような施設が必要である。
- ・ 災害時に着用できるよう「ろう者」と書かれたベストを配布してほしい。
- ・ 緊急通報システムを早急に設置してほしい（福祉機器は、ろうあ難聴者全員に提供してほしい。）。
- ・ ろう者は、外から誰かに連絡するのにファクス（公衆ファックス）があると便利である。
- ・ 大型ゴミの申込に FAX 番号を載せてほしい。
- ・ 公共施設には、すべて FAX 番号を明記してほしい。

イ 難聴者等への対応

- ・ 難聴者について、もっとアピールしてほしい。聴覚障害者の 8 割が手話を習得していない現状に対応できるよう、要約筆記、筆談等に応じることも必要である。公共施設での磁気誘導ループの設置、耳マークの普及も求められている。
- ・ 高齢者の難聴者を考えると、手話を覚えなさいというのは大変である。
- ・ 手話ができない一部難聴者は、要約筆記あるいは筆談をすることも考慮すべきだ。
- ・ 4年前から補聴器の電池が有料化になったが、以前のように無料にして欲しい。

ウ 大学教育

- ・ フランスでは、フランス語の教師になるためには第二外国語を選ぶ必要があり、手話を選んだという人に会った。第二外国語に手話を加えたらどうか。

2 手話・ろう者に関する所感

(1) ろう者に関すること

- ・ 聴覚障害者は外見からは分からない。「聴こえないけど文章を読めばわかるんだよね」と思っている市民が多い（実際はそうではない。）。
- ・ ろう者の中には、文章を読んだり、筆談したりすることでは十分理解できない人が多く、中高年の大多数がそうで、若年層でも文章理解に問題がある人が多い。
- ・ ろう者の中には、長いと口話が読めない人がいる。
- ・ 手話でどのように表現されるかを思うと難しい。ろう者の手話表現から、日本語を考える発想があるとよい。

(2) 手話等に関すること

- ・ 手話は確かに筆談より格段に速く話せ、聴こえない人、話せない人にとっては、とても便利な言語である。

- ・ まだまだ筆談だけで十分と思っている方がいる。
- ・ 口話や筆談では、誤解や間違いが起こりやすい。
- ・ 口読術だと、100パーセント理解できないし、しんどい。手話を勉強したい。
- ・ 口話だけだと1対1の会話となり、社会性が育たないと思う。
- ・ 聴覚障害者のコミュニケーションの手法は、手話だけではなく、要約筆記や、読話がある。
- ・ 海外からの旅行者には日本の手話は通用しない。手話が万国共通のような違和感がある（外国の手話，国際手話での対応）。

(3) ろう学校等での経験等に関すること

- ・ ろう学校で口話が得意であったので、就職した会社で口話で話してみると全然通じず、手話の必要性を痛感した。
- ・ 高校から手話に出会ったが、子どもの時から手話で学んでいれば情報をもっと入り、豊かな生活が送れたのではないかと思う。
- ・ ろう学校で手話がしっかり学習できたらよかった。
- ・ 手話で教育する学校は全国でも多くある。

(4) ろう者の暮らしの中での所感

- ・ 文では分かりません。書いてある文書は読んでも分かりません。
- ・ 家の外では手話は通じない。話をする相手の口を見なくてはならないが、大変である。
- ・ 近所の人と身振りや簡単な挨拶しかできず、周りの人と話ができず寂しい。
- ・ 聴こえる息子や娘とのコミュニケーションがとれず、苦しい。
- ・ 手話通訳に来てもらうのは、他人にプライバシーが知られることになり、嫌だ。